

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区、十街区

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

貴店の出店に際し、これから共に新座市の商業を盛り上げるパートナーとしての活動に期待します。

ついでには、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会にご加入いただき、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたいと存じます。

なお、このことについては新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売業者事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店・チェーン店の地域商業振興に関するガイドライン」でもお願いしているところです。

万一、貴店のご都合で当該地域からの退店や撤退が決まった場合には、地域住民の利便性悪化を最小限にとどめる為、早期に情報提供をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年三月二十七日から平成三十年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター